

合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知）の一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第1 趣旨 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策の実施については、<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付等要綱</u>（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。</p> <p>第2 事業種目別基準等</p> <p>1～3 （略）</p> <p><u>4 事業実施主体は、別表3-1の「環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）」又は別表3-2の「環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）」を記入の上、交付金の申請に当たり、都道府県等へ提出するものとする。</u></p> <p>第3 体質強化・花粉削減計画等</p> <p>1 都道府県知事は、体質強化・花粉削減計画を作成するに当たっては、要領第3に定めるもののほか、次によるものとする。 <u>複数の都道府県にまたがる計画を作成する場合、代表する都道府県知事は、関係都道府県知事から提出を受けた原木安定供給計画等に基づき、体質強化・花粉削減計画を取りまとめることとする。</u></p> <p>(1) （略）</p> <p>ア～オ （略）</p> <p><u>カ JAS構造用製材の供給力強化を図る木材加工流通施設 JAS構造用製材の供給力強化を図る木材加工流通施設として、</u></p>	<p>第1 趣旨 合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策の実施については、<u>合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付等要綱</u>（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）及び合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。</p> <p>第2 事業種目別基準等</p> <p>1～3 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>第3 体質強化・花粉削減計画等</p> <p>1 都道府県知事は、体質強化・花粉削減計画を作成するに当たっては、要領第3に定めるもののほか、次によるものとする。</p> <p>(1) （略）</p> <p>ア～オ （略）</p> <p>（新設）</p>

体質強化・花粉対策計画の対象とする施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄Ⅱの(1)の⑥及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄Ⅰの(6)の事業により整備する施設とする。

キ ストック強化を図る施設

ストック強化を図る施設として、体質強化・花粉対策計画の対象とする施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄Ⅰの(7)の事業により整備する施設とする。

(2) (略)

ア 大規模・高効率化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1日当たりの木材(原木)処理量が、公的機関等の統計資料から算出した全国平均値より2割以上多いこと、新設以外の場合にあっては、1日当たりの木材(原木)処理量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

加えて、供給力増大施設を除き、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業(交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業をいう。以下同じ。)については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうち**スギ等**の占める割合が5割以上であることとする。

イ 低コスト化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)が、公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した同一業種の平均増加率を上回ることとする。

加えて、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の目標

カ ストック強化を図る施設

ストック強化を図る施設として、体質強化・花粉対策計画の対象とする施設は、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄Ⅰの(6)の事業により整備する施設とする。

(2) (略)

ア 大規模・高効率化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1日当たりの木材(原木)処理量が、公的機関等の統計資料から算出した全国平均値より2割以上多いこと、新設以外の場合にあっては、1日当たりの木材(原木)処理量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

加えて、供給力増大施設を除き、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業(交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業をいう。以下同じ。)については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうち**スギ**の占める割合が5割以上であることとする。

イ 低コスト化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)が、公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性(物的生産性)の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した同一業種の平均増加率を上回ることとする。

加えて、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の目標

値のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

ウ 品目転換を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（付加価値生産性）が、公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（付加価値生産性）の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した同一業種の平均増加率を上回ることとする。

加えて、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の目標値のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

エ 輸出促進に向けた高付加価値化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ることとする。新設以外の場合にあっては、整備した施設で付加価値率の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

ただし、木材利用量の現状値に対する目標値が2割以上増加しない場合には、木材利用量の目標値のうちスギ等の占める割合が5割以上とすることができることとする。

オ 木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品の生産量が1年間当たり10,000 m³を上回ることとする。新設以外の場合にあっては、1年間当たりの木材製品生産量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

値のうちスギの占める割合が5割以上であることとする。

ウ 品目転換を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（付加価値生産性）が、公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ること。新設以外の場合にあっては、1人又は1時間当たりの労働生産性（付加価値生産性）の現状値に対する目標値の増加率が、公的機関等の統計資料により算出した同一業種の平均増加率を上回ることとする。

加えて、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が同一業種の公的機関等の統計資料から算出した全国平均値を上回ることとする。

ただし、上記の指標を定めることが適切でないと判断される場合については、その理由を付記して適切に指標を設定すること。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の目標値のうちスギの占める割合が5割以上であることとする。

エ 輸出促進に向けた高付加価値化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品の出荷額の原木入荷額に対する付加価値率が公的機関等の統計資料から算出した同一業種の全国平均値を上回ることとする。新設以外の場合にあっては、整備した施設で付加価値率の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギの占める割合が5割以上であることとする。

ただし、木材利用量の現状値に対する目標値が2割以上増加しない場合には、木材利用量の目標値のうちスギの占める割合が5割以上とすることができることとする。

オ 木材製品の供給力強化を図る木材加工流通施設

新設の場合にあっては、整備した施設で生産される木材製品の生産量が1年間当たり10,000 m³を上回ることとする。新設以外の場合にあっては、1年間当たりの木材製品生産量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。

また、花粉削減事業については、以上に加え、木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギの占める割合が5割以上であることとする。

カ J A S 構造用製材の供給力強化を図る木材加工流通施設
新設の場合にあつては、J A S 構造用製材の格付率が3割以上であることとする。新設以外の場合にあつては、J A S 構造用製材の格付率が3割以上又はJ A S 構造用製材の出荷量若しくは入荷量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。
また、花粉削減事業については、以上に加え、J A S 構造用製材に関する木材利用量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

キ ストック強化を図る施設
当該施設の在庫可能量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。
また、在庫量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギ等の占める割合が5割以上であることとする。

(3) 体質強化・花粉削減計画に添付する国際競争力強化計画、再編計画、輸出促進計画、供給力増大計画、木材製品供給力強化計画又はJ A S 構造用製材供給力強化計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア～カ (略)

キ J A S 構造用製材供給力強化計画の対象となる木材加工流通施設は、J A S 構造用製材の供給力の強化を図る施設とする。

(4) 体質強化・花粉削減計画に添付する原木安定供給計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

(削る。)

ア～ウ (略)

(5) ～ (8) (略)

2 (略)

(新設)

カ ストック強化を図る施設
当該施設の在庫可能量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であることとする。
また、在庫量の現状値に対する目標値の増加量のうちスギの占める割合が5割以上であることとする。

(3) 体質強化・花粉削減計画に添付する国際競争力強化計画、再編計画、輸出促進計画、供給力増大計画又は木材製品供給力強化計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア～カ (略)

(新設)

(4) 体質強化・花粉削減計画に添付する原木安定供給計画の作成に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 複数の都道府県にまたがる原木供給を計画する場合にあつては、体質強化・花粉削減計画における中核施設の所在地の都道府県知事において、関係都道府県知事から提出を受けた原木安定供給計画を取りまとめ、体質強化・花粉削減計画に添付するものとする。

イ～エ (略)

(5) ～ (8) (略)

2 (略)

第4 事業実施主体 (略)

第5 施設整備等の一般的基準

1～6 (略)

7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とする。
ただし、法令による制限、コスト、技術面又は施設が必要とする機能の観点から困難な場合にあつては、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること。使用する木材は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき合法性が確認された木材等及び「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日林野庁作成。以下「合法性ガイドライン3」という。）に準拠し合法性が証明された木材等であること。

※ 施設の構造の一部とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等。内装等への木材利用の検討は、倉庫等の人目に触れない施設を除く。

8 (略)

9 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(削る。)

(3) (略)

10 (略)

11 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要

第4 事業実施主体 (略)

第5 施設整備等の一般的基準

1～6 (略)

7 施設等の設置に当たっては、原則として木造とする。
ただし、法令による制限、コスト、技術面又は施設が必要とする機能の観点から困難な場合にあつては、施設の構造の一部や内装等への木材利用を検討すること。使用する木材は、合法性の確認に当たり、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）」に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（平成18年2月15日）に準拠した「合法伐採木材」であること。

※ 施設の構造の一部とは、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組み等。内装等への木材利用の検討は、倉庫等の人目に触れない施設を除く。

8 (略)

9 施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設（以下「収支を伴う施設」という。）については、次のとおりとする。

(1)・(2) (略)

(3) 交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄2の(1)及び区分の欄Ⅱの事業内容の欄1のうち、事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県指導等事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

(4) (略)

10 (略)

11 施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要

があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね 30%以上増大すると見込まれる場合又は交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄Ⅱの(1)の①～⑥及び欄Ⅱの事業内容の欄Ⅰの(1)～(7)に限り、施設の省人化が20%以上図られる場合とする。

ただし、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業内容の欄Ⅱの(3)の①の事業により整備する施設のうち、燃油使用量の低減等省エネルギー化に資する施設の入替えについては適用しない。

そのほか、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等又は増大すると見込まれるときには交付の対象とすることができるものとする。

イ・ウ (略)

(2)・(3) (略)

12 (略)

第6 施設の管理

事業実施主体は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

1～4 (略)

5 施設の処分等の取扱いについては、災害時における緊急避難的な目的外使用を除き、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。

があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

(1) 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。

ア 既に所有している生産・加工・流通施設の規模又は能力が、おおむね 30%以上増大すると見込まれる場合とする。

ただし、交付要綱別表の区分の欄Ⅱの事業内容の欄Ⅲの(2)の①の事業により整備する施設のうち、燃油使用量の低減等省エネルギー化に資する施設の入替えについては適用しない。

そのほか、既存の機械を環境に配慮した機械に入れ替える場合は、その生産の規模又は能力が同等又は増大すると見込まれるときには交付の対象とすることができるものとする。

イ・ウ (略)

(2)・(3) (略)

12 (略)

第6 施設の管理

事業実施主体は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

1～4 (略)

5 施設の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について」（平成20年5月23日付け20経第385号大臣官房経理課長通知）を適用するものとする。

6 (略)

6 (略)

別表1 事業種目別基準

I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業

1 (略)

2 国際競争力・木材供給基盤強化対策

(1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策のうち要領別表1のメニュー①の欄の2のメニュー②の欄の1～6

① 採択基準

ア 機能要件

要領第3の1の(2)【体質強化・花粉削減計画の目標指標】のア～キに準ずる。

イ (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分(以下「構造耐力上主要な部分」という。)のうち柱、横架材(梁及び桁をいう。以下同じ。)及び土台については、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)の規定に基づき、格付けがされたものかつ地域材を使用すること。

なお、使用される製材等(丸太、ひき板、角材、集成材、合板、単板積層材等をいう。以下同じ。)については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき合法性が確認された木材等及び合法性ガイドライン3に準拠し合法性が証明された木材等を使用すること。

(オ) (略)

② 細則

ア (略)

(ア) 事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Iの事業実施主体等の欄2の(1)の①～⑦による。

ただし、a～eまでに掲げる者については、(イ)～(エ)の条件を満たすこと。

a～d (a) (略)

(b) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切

別表1 事業種目別基準

I 国際競争力・木材供給基盤強化対策等交付金事業

1 (略)

2 国際競争力・木材供給基盤強化対策

(1) 木材産業の輸出促進・体質強化対策

① 採択基準

ア 機能要件

3の1の(2)【体質強化・花粉削減計画の目標指標】のア～オに準ずる。

イ (略)

(ア)～(ウ) (略)

(エ) 施設の整備に当たっては、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)の規定に基づき、「製材の日本農林規格」(平成19年農林水産省告示第1083号)又は「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」(昭和49年農林省告示第600号)の格付けがされたものかつ地域材を使用すること。

(オ) (略)

② 細則

ア (略)

(ア) 事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Iの事業実施主体等の欄2の(1)の①～⑥による。

ただし、a～eまでに掲げる者については、(イ)～(エ)の条件を満たすこと。

a～d (a) (略)

(b) 地方公共団体等が出資する法人は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興のための事業を実施する上で適切な団体

な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

e (略)

(イ) (略)

a 製材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1083号)に規定する構造用製材(柱、横架材及び土台に限る。)

b～g (略)

(ウ) 合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性又は持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実にあると認められること。

(エ) 事業実施主体は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号。以下「木安法」という。)第4条に規定する事業計画の認定を受けるように努めるとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第15条に規定する木材関連事業者の登録を受けていること、又は登録を受けることが確実に見込まれること。

イ (略)

(ア) 事業実施主体(プレカット事業者及び運送事業者等を除く。)は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間(原則としておおむね5年間)、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業事業体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあつては、この限りでない。

(イ) プレカット事業者及び運送事業者においては、地域材の利用増大のため、安定的・効率的な木材製品の生産や原木輸送を目的とするものとし、川中の製材事業者等との合意形成に努めるものとする。

ただし、プレカット事業者等が自ら製材加工業を行う場合等は、(ア)で定める規定を適用する。

ウ～コ (略)

サ

(ア)～(ク) (略)

又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者との協調関係が築かれているものとする。

e (略)

(イ) (略)

a 製材の日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1083号)に規定する構造用製材(柱、横架材、土台に限る。)

b～g (略)

(ウ) 合法性ガイドライン3により木材・木材製品の合法性、持続可能性を証明する方法が確立されていること又は確立されることが確実にあると認められること。

(エ) 事業実施主体は、木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成8年法律第47号。以下「木安法」という。)第4条に規定する事業計画の認定、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律(平成28年法律第48号)第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

イ (略)

(ア) 事業実施主体(プレカット事業者、運送事業者等を除く。)は、木材安定取引協定の締結等に基づき、一定量の地域材の利用の増大を目的とするものとし、締結する木材安定取引協定等は、木安法の事業者間の協定に準じ、樹種、取扱量、期間(原則としておおむね5年間)、取扱量に満たない場合の措置等必要な事項を定めるものとする。

ただし、林業事業体が自ら加工流通事業を行う場合、木材加工流通事業者が自ら素材生産を行う場合等にあつては、この限りでない。

(イ) プレカット事業者、運送事業者等においては、地域材の利用増大のため、安定的・効率的な木材製品の生産や原木輸送を目的とするものとし、川中の製材事業者等との合意形成に努めるものとする。

ただし、プレカット事業者等が自ら製材加工業を行う場合等は、(ア)で定める規定を適用する。

ウ～コ (略)

サ

(ア)～(ク) (略)

(ケ) 利用者は、善良なる管理者の注意をもって利用することとし、災害等により当該施設に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告すること。

シ (略)

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 上記のほか、サ【貸付高次加工施設の貸付け要件】の(エ)から(ケ)までに準ずる。

ス 事業費が5億円以上の新設の事業については、都道府県附帯事務費を活用し、都道府県が地域の既存の木材加工流通施設を含む関係者に対して、当該事業の原木調達等の計画内容を情報提供し、地域の合意形成を確認のうえ、当該事業が個別に定める目標を達成できるよう取り組むこと。

セ 1施設当たりの総事業費が15億円を超える必要がある場合には、事業計画の作成にあたり、原木調達量や調達価格、製品の販売価格、事業収支の妥当性等について、外部有識者を交えてその内容を検証する実行可能性調査を実施し、その結果を反映させること。

ソ 収支を伴う施設について

該当する施設は、木材製材施設、集成材加工施設、合・単板加工施設、プレカット加工施設、チップ加工施設、大径材製材施設、木材加工施設、木材材質高度化施設、丸棒加工施設、杭加工施設、木材処理加工用機械、品質向上・物流拠点施設、新しい木材活用のための加工供給施設、直交集成板加工施設、木材集出荷販売施設、木材集出荷用機械、森林バイオマス加工施設、森林資源再処理施設、森林バイオマス再利用促進用機械、ストックヤード整備及びストック強化で整備する施設とする。

③ (略)

(2) 木材産業の輸出促進・体質強化対策のうち要領別表1のメニュー①の欄の2のメニュー②の欄の7

① 採択基準

ア 木造公共施設にあつては、原則として、床面積1㎡あたりの地域材利用量が0.18㎡以上であること、かつ、延べ面積が300㎡以上であること。ただし、特殊な構法又は用途によるものについてはこの限りでない。木質内装にあつては、対象施設の延べ面積が300㎡以上であること、かつ、

(新設)

シ (略)

(ア) ~ (ウ) (略)

(エ) 上記のほか、サ【貸付高次加工施設の貸付け要件】の(エ)から(ク)に準ずる。

(新設)

(新設)

ス 収支を伴う施設について

該当する施設は、木材製材施設、集成材加工施設、合・単板加工施設、プレカット加工施設、チップ加工施設、木材加工施設、木材材質高度化施設、丸棒加工施設、杭加工施設、木材処理加工用機械、品質向上・物流拠点施設、新しい木材活用のための加工供給施設、直交集成板加工施設、木材集出荷販売施設、木材集出荷用機械、森林バイオマス加工施設、森林資源再処理施設、森林バイオマス再利用促進用機械、ストックヤード整備及びストック強化で整備する施設とする。

③ (略)

(新設)

木質内装を行う床及び壁等の合計面積が 300㎡ 以上であり、そのうち地域材が面積で 50%以上利用されること。

イ 木造公共施設にあっては、原則として、構造耐力上主要な部分に用いる製材品については、日本農林規格等に関する法律の規定に基づき、製材の日本農林規格（平成 19 年農林水産省告示第 1083 号）又は枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（昭和 49 年農林省告示第 600 号）に適合すると認められ、格付けされたもの（以下「JAS 製材品」という。）を使用すること。

ウ 事業実施主体は、木造公共施設にあっては、施設の整備中及び整備後に、木質内装にあっては、木質内装の整備後に、都道府県等と連携して、地域の住民及び施設の利用者等を対象に、施設の見学会等を行うこととし、その際、建築物への木材利用の意義や、選定経営体の取組等についての普及啓発活動を行うこと。

エ 木造公共施設の整備に必要な資材等の調達を行う場合においては、以下について事業実施主体へ確認・周知を行い、適切な執行に努めること。
(ア) 該当する木造公共施設の整備に必ず使用される資材等であることが事業計画等により明らかであること。

(イ) 支援の対象となった資材等については、当初の事業計画等に基づき、該当する木造公共施設の整備に必ず使用すること。

オ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする。また、事業実施主体が被災日以降に自力で着手した再整備にあっては、必要最小限の内容で、その効果が十分に発揮されると認められるものであること。

カ 被災施設等の再整備を行う場合の 1 事業費は、木造公共施設、木製外構施設及び附帯施設にあってはおおむね 500 万円以上とし、木質内装にあってはおおむね 100 万円以上とする。

キ 被災施設等の再整備にあっては、地域材利用量を回復し、被災した地域における木造公共建築物等の再建に取り組むものであることとし、補修若しくは修理である場合又は被災した木造公共建築物等の木造部の延べ面積が 300㎡ 未満（木質内装事業においては木質内装面積 300㎡ 未満）である建築物等を再整備する場合は、ア及びウの規定は適用しない。

② 細則

ア 事業実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄 I の事業実施主体等の欄 2 の（1）の⑧による。ただし、地方公共団体が出資する法人については、地方公共団体のみが出資し、かつ、その事業活動を実質的に支配することができるものと認められる法人で林業の振興を目的とするものとする。

イ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる JAS 製材品の使用については、次のいずれかに該当する場合は適用しないこととする。

- (ア) 建築基準法等の法令において、構造計算が求められない規模の施設
- (イ) 離島等 J A S 製材品を調達することが困難な地域で整備する施設
- (ウ) 大径材等の特定の製材を用いる必要がある場合であって、J A S 製材品として生産されていない場合
- (エ) 国土交通大臣の指定を受けた材料を使用する場合
- ウ 木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品(「枠組壁工法構造用製材及び枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格」によるものを除く。)については、「製材の日本農林規格」に基づく機械等級区分構造用製材の使用に努めるものとする。
- エ 都道府県は、木造公共施設に係る構造耐力上主要な部分に用いる J A S 製材品の使用量について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。
- オ この事業において整備する施設において使用される製材等については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき合法性が確認された木材等及び合法性ガイドライン 3 に準拠し合法性が証明された木材を使用すること。
- カ 都道府県は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき合法性が確認された木材の利用量、地域材の利用量について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。
- キ 製材等の再利用にあたっては、再利用前においてオに準ずる木材等であったことが確認できたものを使用すること。
- ク その他製材等以外の合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の対象となっている木材等のうち交付対象の木材等についても、原則としてオに準ずる木材等を使用することとし、再利用にあたっては、原則として再利用前においてオに準ずる木材等であったことが確認できたものを使用すること。
- ケ 都道府県は、交付対象の木材利用量について、また木造公共施設にあつては交付対象部分の延べ面積、木質内装にあつては交付対象木質化部分の床及び壁等の合計面積について、事業完了の翌年度 6 月末までに報告すること。
- コ この事業において整備する施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者(事業実施主体と請負等の契約等を行い工事を行う者(以下「受注者」という。)及び受注者と請負等の契約等により施設の建設工事に携わる者(いわゆる下請(二次下請以降も含む。)業者)のうち地域材の調達に関わる者を含む。)については、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に規定される「登録実施機関」に登録を行った「登録木材関連事業者」(事業完了時までに新たに登録を行った場合を含む。)とするよう努めるものとする。
- サ 都道府県は、施設の建設工事を行う者のうち地域材の調達に関わる者

の登録実施機関への登録状況（登録番号等）について、事業完了の翌年度6月末までに報告すること。

シ 事業対象とする施設については、木材利用の波及効果、展示効果を発揮する施設でなければならないことから、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第2条第2項及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に規定する公共建築物のうち、不特定多数の利用者が年間延べ1000人以上利用することが見込まれる施設とし、次の用途に係る施設を除くものとする。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りではない。

（ア）庁舎（執務室等）

（イ）営利目的の施設（本事業で整備した施設の維持・修繕のために必要な額を超えるような利用料の徴収や物品の販売等を行う施設）

（ウ）個人の財産となる施設

ス 設計上の工夫や効率的な木材調達を通じ、低コスト化に努めること。

セ 木造公共施設において、同一建築物のうちに、木造部分と非木造部分がある場合で、建築確認申請において木造と判断された部分を持つ建築物に係る交付対象経費の考え方は次の（ア）から（エ）までのとおりとする。

（ア）木造部分と非木造部分が平面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は要領別表2の区分の欄Ⅰの補助対象経費の欄2の（1）の⑤のとおりとする。

（イ）木造部分と非木造部分が立面的に混在する場合は、木造部分についてのみ交付対象とし、交付対象経費は要領別表2の区分の欄Ⅰの補助対象経費の欄2の（1）の⑤のうち非木造部分と共用する部分（基礎等）を除く経費とする。

（ウ）構造耐力上主要な部分のうち、部分単位（屋根・壁・床等）で木造部分と非木造部分が混在する場合は、非木造部分を除いた部分を交付対象とし、交付対象経費は木工事費のみとする。

（エ）構造耐力上主要な部分のうち、一部の部材が非木質系部材である場合は、非木質系部材も含めた木造部分について交付対象とし、交付対象経費は要領別表2の区分の欄Ⅰの補助対象経費の欄2の（1）の⑤のとおりとする。

ソ 木質内装においては、木質内装の対象施設の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める年数をいう。）の残存期間が10年以上ある施設であること。ただし、被災施設等の再整備にあつてはこの限りではない。

タ 木質内装に係る交付率は、建築物を新築する際の建築費を対象としたものであることに留意すること。

チ 既存施設において木質内装を実施する場合は、当該施設と同様の施設を事業実施時点で新築した場合の建築費を要領別表2の区分の欄Iの補助対象経費の欄2の(1)の⑤により試算し交付対象経費を算出すること。

ツ 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を高めるため、木造公共建築物等の整備が行われる自治体にあつては、同法に規定する国の基本方針に即した都道府県方針に即した市町村方針の作成が行われていること。

テ 公立学校施設の整備は以下の要件を満たしていること。

(ア) 都道府県又は市町村教育担当部局等との間において、用地使用の承認等の手続きが的確に行われていること。

(イ) 余裕教室の木質内装の整備については、用途変更が的確に行われていること。

(ウ) 学校施設の木質内装の整備については、文部科学省、農林水産省林野庁、国土交通省及び環境省の4省庁が連携したエコスクール推進施策に係る事業について認定を受けていること。

ト 木造公共建築物等の整備を行う際には、木製窓枠等木製設備や木質ペレットストーブ等導入の推進に積極的に努めること。

③ その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

(3) 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策

①間伐材生産

ア (略)

イ 細則

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 交付申請について

a (略)

b 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知) 第13の2及び3の規定を準用する。

c 事業実施主体からの委任を受けて本事業の交付金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」第15の2の規定を準用する。また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用第20の規定を準用する。

(2) 原木の生産基盤整備・低コスト安定供給対策

①間伐材生産

ア (略)

イ 細則

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 交付申請について

a (略)

b 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知) 6(2)イの規定を準用する。

c 事業実施主体からの委任を受けて本事業の交付金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」6(4)の規定を準用する。また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用6(8)の規定を準用する。

(エ) 交付金の算定について

a・b (略)

c (a) ~ (c) (略)

(d) 交付対象面積については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」[第16の4の\(2\)](#)の規定を準用する。

(オ) (略)

(カ) 竣工検査等について

検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の[第9](#)のほか、林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

(キ) (略)

②路網整備・機能強化

ア 採択基準

(ア) (略)

(イ) 林業専用道（規格相当）

a 都道府県知事が定める[林業専用道作設指針](#)の基準を満たすものであること。

ただし、これにより難しい場合、都道府県知事が新たな基準を定め林野庁長官に協議すること。

b (略)

(ウ) 森林作業道

都道府県知事が定める[森林作業道作設指針](#)の基準を満たすものであること。

(エ) 機能強化

a~d (略)

e 林業専用道及び林業専用道（規格相当）については、都道府県知事が定める[林業専用道作設指針](#)等の基準を満たすものを対象とする。

f~h (略)

イ 細則

(ア) 林業専用道（規格相当）

a (略)

b 事業の実施について

(a)・(b) (略)

(c) 定額の単価

i (略)

(エ) 交付金の算定について

a・b (略)

c (a) ~ (c) (略)

(d) 交付対象面積については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」[6\(5\)ア](#)の規定を準用する。

(オ) (略)

(カ) 竣工検査等について

検査の方法等については、「森林環境保全整備事業実施要領」の[第5の2](#)のほか、林野庁整備課長が別に定める造林補助事業の竣工検査内規例を準用する。

(キ) (略)

②路網整備・機能強化

ア 採択基準

(ア) (略)

(イ) 林業専用道（規格相当）

a 都道府県知事が定める[林業専用道の作設に関する指針](#)の基準を満たすものであること。

ただし、これにより難しい場合、都道府県知事が新たな基準を定め林野庁長官に協議すること。

b (略)

(ウ) 森林作業道

都道府県知事が定める[森林作業道の作設に関する指針](#)の基準を満たすものであること。

(エ) 機能強化

a~d (略)

e 林業専用道及び林業専用道（規格相当）については、都道府県知事が定める[林業専用道の作設に関する指針](#)等の基準を満たすものを対象とする。

f~h (略)

イ 細則

(ア) 林業専用道（規格相当）

a (略)

b 事業の実施について

(a)・(b) (略)

(c) 定額の単価

i (略)

(削る。)

(削る。)

ii (略)

- (d) ~ (f) (略)
- (イ) ~ (ク) (略)
- (ケ) 森林作業道
 - a (略)
 - b 事業の実施について
 - (a) (略)
 - (b) 定額の単価
 - i 定額の単価は要領別表 2 によること。

(削る)

ii (略)

- c・d (略)
- e 竣工検査について
検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第 9及び造林補助事業竣工検査内規例を準用する。
- f (略)
- (コ) ~ (シ) (略)

ii 開設費が i を超えると見込まれる路線が生じた場合は、事業実施主体は、定額の単価を超えることについて、審査会へ設計図書を含む当該路線の実施計画の内容、定額単価を超過する理由等について説明すること。

また、その概要について、都道府県知事へ報告すること。

なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官に設計図書を含む当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。

iii 都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の単価が上限事業費を超える場合、事業実施主体は、審査会へ当該路線の実施計画の内容、理由等を説明すること。審査会はその概要について、都道府県知事へ報告すること。

なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官に当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。

iv (略)

- (d) ~ (f) (略)
- (イ) ~ (ク) (略)
- (ケ) 森林作業道
 - a (略)
 - b 事業の実施について
 - (a) (略)
 - (b) 定額の単価
 - i 定額の単価は要領別表 2 によること。

ii 上限事業費について、都道府県が路線ごとに設定した定額助成の対象となる事業費の単価の額が 4 千円を超える場合、事業実施主体は、審査会に当該路線の実施計画の内容、理由等を説明すること。審査会はその概要について、都道府県知事へ報告すること。

なお、都道府県知事は審査会から報告があった場合は、林野庁長官に当該路線の実施計画の内容等に係る協議を行うこと。

iii (略)

- c・d (略)
- e 竣工検査について
検査の方法等については、森林環境保全整備事業実施要領の第 5 の 2及び造林補助事業竣工検査内規例を準用する。
- f (略)
- (コ) ~ (シ) (略)

③再造林の低コスト化

ア (略)

イ 細則

(ア) (略)

(イ) 事業の実施について

a・b (略)

c 関連条件整備活動の森林作業道の整備については、継続的に使用され、かつ、都道府県知事が定める森林作業道作設指針の基準を満たすものであること。また、研修受講者の活用並びに台帳の作成及び管理については、②のイの(ウ)【研修等受講者の活用】及び②のイの(ケ)のf【台帳の作成及び管理】に準ずる。

d・e (略)

(ウ) 交付申請について

a (略)

b 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知) 第13の2の規定を準用する。

c 事業実施主体からの委任を受けて本事業の交付金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」 第15の2の規定を準用する。

また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用 第20の規定を準用する。

(エ) 交付金の算定について

a～c (略)

d 交付対象面積については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」 第16の4の(2)の規定を準用する。

(オ)・(カ) (略)

④高性能林業機械等の整備

ア 採択基準

(ア) (略)

(イ) その他の要件

a (略)

b 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

ただし、林業機械の整備【造林保育型】においてヘッドのみを導入する場合、林業用資材運搬ドローンを導入する場合又は通信環境等を整備する場合の1事業費は、おおむね100万円以上とする。

c 林業機械の整備【素材生産型】については、導入機種を選定理由、

③再造林の低コスト化

ア (略)

イ 細則

(ア) (略)

(イ) 事業の実施について

a・b (略)

c 関連条件整備活動の森林作業道の整備について、研修受講者の活用並びに台帳の作成及び管理については、②のイの(ウ)【研修等受講者の活用】及び②のイの(ケ)のf【台帳の作成及び管理】に準ずる。

d・e (略)

(ウ) 交付申請について

a (略)

b 事業実施主体が都道府県知事に行う交付申請については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知) 6(2)アの規定を準用する。

c 事業実施主体からの委任を受けて本事業の交付金の交付申請又は受領を行う者への都道府県知事の指導については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」 6(4)の規定を準用する。

また、事業主体が受託により事業を実施する場合の取扱いについては、同運用 6(8)の規定を準用する。

(エ) 交付金の算定について

a～c (略)

d 交付対象面積については、「森林環境保全整備事業実施要領の運用」 6の(5)のアの規定を準用する。

(オ)・(カ) (略)

④高性能林業機械等の整備

ア 採択基準

(ア) (略)

(イ) その他の要件

a (略)

b 1事業費は、おおむね500万円以上とする。

ただし、林業機械の整備【造林保育型】においてヘッドのみを導入する場合 又は林業用資材運搬ドローンを導入する場合の1事業費は、おおむね100万円以上とする。

(新設)

施業地の確保及び人材確保・育成の見通しを明らかにすること。

イ・ウ (略)

⑤ (略)

⑥木質バイオマスエネルギー転換促進対策

ア (略)

イ 細則

(ア) 事業実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄2(3)②による。

ただし、aからeまでに掲げる者については、以下の条件を満たすこと。

また、事業実施主体は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

a～e (略)

(イ)～(ケ) (略)

(コ) 「地域内エコシステム」の構築に資する取組

地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組に該当する場合は、別表4にその詳細を記載し、事業計画に添付すること。

(サ) 「地域活用要件」は次のa又はbのいずれかの条件を満たすものとする。条件を満たす場合は、別表5にその詳細を記載し、事業計画に添付すること。

a・b (略)

ウ (略)

Ⅱ 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業

1 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

(1) (略)

① (略)

ア (略)

(ア) 機能要件

第3の1の(2)【体質強化・花粉削減計画の目標指標】のア～キに準ずる。

(イ) (略)

イ (略)

(ア) 事業実施主体について

イ・ウ (略)

⑤ (略)

⑥木質バイオマスエネルギー転換促進対策

ア (略)

イ 細則

(ア) 事業実施主体について

事業実施主体は、交付要綱別表の区分の欄Ⅰの事業実施主体等の欄2(3)②による。

ただし、アからオまでに掲げる者については、以下の条件を満たすこと。

また、事業実施主体は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第8条に規定する木材関連事業者の登録を受けるよう努めるものとする。

a～e (略)

(イ)～(ケ) (略)

(コ) 「地域内エコシステム」の構築に資する取組

地域の関係者の連携の下、熱利用又は熱電併給により、森林資源を地域内で持続的に活用する取組に該当する場合は、別表3にその詳細を記載し、事業計画に添付すること。

(サ) 「地域活用要件」は次のア又はイのいずれかの条件を満たすものとする。条件を満たす場合は、別表4にその詳細を記載し、事業計画に添付すること。

a・b (略)

ウ (略)

Ⅱ 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策交付金事業

1 花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策

(1) (略)

① (略)

ア (略)

(ア) 機能要件

第3の1の(2)【体質強化・花粉削減計画の目標指標】のア～カに準ずる。

(イ) (略)

イ (略)

(ア) 事業実施主体について

a (略)

b～d Iの2の(1)の②のア【事業実施主体について】の(イ)～(エ)に準ずる。

(イ)～(ス) Iの2の(1)の②【細則】のイ～ユに準ずる。

ウ (略)

(2) スギ人工林の伐採・植替え等の加速化

①・② (略)

(3) 高性能林業機械等の整備

①採択基準

ア (略)

イ その他の要件

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 導入機種の選定理由、施業地の確保及び人材確保・育成の見通しを明らかにすること。

②細則

ア (略)

イ 貸付けを行う事業については、Iの2の(3)の④のイの(イ)【貸付けを行う事業の要件】に準ずる。

③その他

事業内容には、附帯施設の整備を含む。

(削る。)

(4) (略)

a (略)

b～d Iの2の(1)の②のア【事業実施主体について】の(イ)～(エ)に準ずる。

(イ)～(ス) Iの2の(1)の②【細則】のイ～スに準ずる。

ウ (略)

(2) 低コスト造林等

①・② (略)

(3) 高性能林業機械等の整備

①採択基準

ア (略)

イ その他の要件

(ア)・(イ) (略)

(新設)

②細則

ア (略)

イ 貸付けを行う事業については、Iの2の(2)の④のイの(イ)【貸付けを行う事業の要件】に準ずる。

③その他

ア 事業内容には、附帯施設の整備を含む。

イ 別表2の上限事業費については、適用しない。

(4) (略)

別表2 (第5の3関係) 施設別の上限事業費

上限事業費	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策 1～3 (略)
	(削る。)
	<u>4・5</u> (略)
	<u>6</u> <u>木造公共建築物等の整備・・・1施設につき40,000万円</u>
	7 (略)
	※ (略)

(注) (略)

別表2 (第5の3関係) 施設別の上限事業費

上限事業費	合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策 1～3 (略)
	<u>4</u> <u>高性能林業機械等の整備</u>
	<u>ア</u> <u>プロセッサ・・・購入価格1台につき2,400万円</u>
	<u>イ</u> <u>ハーベスタ・・・購入価格1台につき2,700万円</u>
	<u>ウ</u> <u>フォワーダ</u>
	<u>積載量3.0t以下・・・購入価格1台につき1,200万円</u>
	<u>積載量3.1t超えるもの・・・購入価格1台につき2,300万円</u>
	<u>エ</u> <u>タワーヤーダ・・・購入価格1台につき3,200万円</u>
	<u>オ</u> <u>機械保管倉庫・・・建築面積1㎡につき16万円</u>
	<u>カ</u> <u>林業用四輪駆動ダンプトラック・・・購入価格1台につき880万円</u>
	<u>(国費補助額は、事業費にかかわらず1台につき200万円を上限とすることから、事業費の上限額を超えた場合の協議は不要とする。)</u>
	<u>5・6</u> (略)
	(新設)
	7 (略)
	※ (略)

(注) (略)

別表 3-1

環境負荷低減チェックシート（林業事業者等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） <input type="checkbox"/>	報告時（しました） <input type="checkbox"/>

	チェック	(1) 適正な施肥 ※ 種苗生産を行う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）
①	<input type="checkbox"/>	肥料の適正な保管
②	<input type="checkbox"/>	肥料の使用状況等の記録・保存に努める

	チェック	(2) 適正な防除 ※ 農薬を使用する場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）
③	<input type="checkbox"/>	農薬の適正な使用・保管
④	<input type="checkbox"/>	農薬の使用状況等の記録・保存

	チェック	(3) エネルギーの節減
⑤	<input type="checkbox"/>	林業機械や施設の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
⑥	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める

	チェック	(4) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない <input type="checkbox"/> ）
⑦	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑧	<input type="checkbox"/>	廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑨	<input type="checkbox"/>	未利用材の有効活用を検討

	チェック	(6) 生物多様性への悪影響の防止
⑩	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める

	チェック	(7) 環境関係法令の遵守等
⑪	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑫	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑬	<input type="checkbox"/>	林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める
⑭	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：（１）、（２）又は（４）の※で示す場合に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

(新設)

別表 3-2

環境負荷低減チェックシート（その他民間事業者・自治体等向け）

事業実施主体名		提出時期	
記入年月日		申請時（します） <input type="checkbox"/>	報告時（しました） <input type="checkbox"/>

	チェック	(1) エネルギーの節減
①	<input type="checkbox"/>	オフィスや車両・機械等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める
②	<input type="checkbox"/>	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないこと（照明、空調、ウォームビズ・クールビズ、燃費効率のよい機械の利用等）を検討
③	<input type="checkbox"/>	環境負荷低減に配慮した商品、原料等の調達を検討

	チェック	(2) 悪臭及び害虫の発生防止 ※ 発生源となる場所で作業する又は発生原因となるものを扱う場合（該当しない <input type="checkbox"/>)
④	<input type="checkbox"/>	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める

	チェック	(3) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
⑤	<input type="checkbox"/>	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理
⑥	<input type="checkbox"/>	資源の再利用を検討

	チェック	(4) 生物多様性への悪影響の防止
⑦	<input type="checkbox"/>	生物多様性に配慮した事業実施に努める ※ 生物多様性への影響が想定される工事等を実施する場合（該当しない <input type="checkbox"/>)
⑧	<input type="checkbox"/>	排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守 ※ 特定事業場である場合（該当しない <input type="checkbox"/>)

	チェック	(5) 環境関係法令の遵守等
⑨	<input type="checkbox"/>	みどりの食料システム戦略の理解
⑩	<input type="checkbox"/>	関係法令の遵守
⑪	<input type="checkbox"/>	環境配慮の取組方針の策定や研修の実施に努める
⑫	<input type="checkbox"/>	機械等の適切な整備と管理に努める（該当しない <input type="checkbox"/>)
⑬	<input type="checkbox"/>	正しい知識に基づく作業安全に努める

注：(2)、(4)の⑦若しくは⑧又は(5)の⑩に該当しない場合は、「該当しない」にチェックをすることとし、当該項目の各取組のチェック欄へのチェックは要しない。

(新設)

別表4・5

(略)

別表3・4

(略)

附 則

- 1 この通知は、令和6年12月17日から施行するものとする。
- 2 この通知による改正前の本通知に基づき実施している事業については、なお従前の例による。